

## 褥瘡排泄委員会規程

### (目的)

#### 第1条

1. 施設内における褥瘡保有者の実態を把握し、適切な治療が提供できるとともに施設内全体の褥瘡予防および治癒環境が整えられることを目的とする。
2. 施設内における排泄支援者の把握をし、適切な支援を行うとともに排泄状況の改善に努める事を目的とする。

### (構成)

#### 第2条

1. 委員会は各部署から選出された職員をもって構成する。
2. 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を招集することができるものとする。

### (職務)

#### 第3条 委員会は次の事項を運営、審議する。

1. 施設内における褥瘡発生状況及び治癒状況,排泄支援者の把握及び支援状況に関する事
2. 施設内で報告のあった褥瘡・排泄事例の対応策に関する事
3. 褥瘡・排泄に関する研修の企画、及び実施
4. 褥瘡予防のためのマニュアルの作成、排泄支援に関するマニュアルの作成
5. その他褥瘡・排泄に関する事

### (委員会)

#### 第4条

1. 委員会は原則として、定例開催（少なくとも3か月に1回）開催する。
2. 委員長は委員会の議長となる。
3. 委員長は必要があると認めた時は関係者を会議に出席させ、意見を求める事ができる
4. 委員にやむを得ない事情がある場合は、所属部署の代理人を認める。

### (その他)

#### 第5条

委員会議事内容は、必ず議事録として書面に残し、2年間保管する。

附則 この規程は令和8年4月1日より施行する。

## 介護老人保健施設みかじま褥瘡排泄委員会指針

### 1. 総則

1. 介護老人保健施設みかじま（以下「当施設」という）は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みとして①褥瘡が発生しないような適切な看護・介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備すること②施設内における排泄支援者の把握をし、適切な支援を行うとともに排泄状況の改善に努める事を目的に、褥瘡排泄対策指針を定めるものである。

### 2. 職員の責務

当施設の職員は、褥瘡排泄に対する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防・適切な排泄支援について配慮しなければならない。

### 3. 褥瘡排泄担当者の決定

#### (1) 褥瘡排泄担当者の定義

施設長は、褥瘡の発生防止・排泄支援に必要な知識及び技能を有するものとして、（褥瘡予防対策委員会の中から）委員長を2名（看護師1名・介護士1名）指名し、当施設内の褥瘡排泄対策を担当させる。なお、委員長は看護・介護業務等の他の業務の兼務を可とする。

#### (2) 褥瘡排泄委員長の職務

褥瘡排泄委員長は、サービス担当者会議等に参加し、褥瘡予防・排泄支援に関する助言・指導を行う。

### 4. 褥瘡排泄委員会の設置

#### (1) 目的

当施設内の褥瘡予防対策・排泄支援計画を効果的に推進するために、当施設に「褥瘡排泄委員会」を設置する。

#### (2) 褥瘡排泄委員会の構成

褥瘡排泄委員会は、次に掲げる者で構成する。

ア 施設長

イ 褥瘡委員長1名 排泄委員長1名

- ウ 看護職員
- エ 介護職員
- オ 栄養士
- カ 理学療法士
- キ 介護支援専門員
- ク その他施設長が必要と認める者

(3) 褥瘡排泄委員会の開催

褥瘡排泄委員会は、委員長の召集による褥瘡排泄委員会を定例開催（少なくとも 3 か月に 1 回以上）し、次に掲げる事項について審議する。

- ア 施設内における褥瘡及び合併する感染症の予防・排泄支援計画体制の確立に関すること
- イ 褥瘡予防・排泄支援に関する情報の収集に関すること
- ウ 施設内で報告のあった褥瘡排泄事例の対応策に関すること
- エ 褥瘡予防マニュアル・排泄支援に関するマニュアル類の整備に関すること
- オ 職員を対象とした褥瘡予防・排泄支援に関する研修の実施に関すること
- カ その他、当施設内の褥瘡予防・排泄支援に必要な事項に関すること

5. 褥瘡予防の手順

(1) 褥瘡予防のための計画の作成

褥瘡予防対策委員長は、別に定める基準に規定される褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。

(2) 褥瘡予防の実践

介護職員等は、褥瘡予防計画に則り、別に定めるマニュアルに従って、日常的なケアにおいて褥瘡予防の実践に努めなければならない。

(3) 褥瘡予防の評価

褥瘡予防対策委員長は、褥瘡予防計画に従って適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

6. 排泄支援計画の手順

(1) 排泄支援のための計画の作成

排泄委員長は、別に定める基準に規定される排泄支援者の対し、排泄支援の計画を作成する。

(3) 排泄支援の実践

介護職員等は、排泄支援計画に則り、別に定めるマニュアルに従って、日常的なケアにおいて排泄支援の実践に努めなければならない。

(3) 排泄支援の評価

排泄委員長は、排泄支援計画に従って適切な排泄支援の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

6. 褥瘡対策・排泄支援に関する研修

褥瘡排泄委員長は、あらかじめ褥瘡排泄委員会において作成された研修計画に従い、主に看護・介護職員を対象とした褥瘡排泄に関する施設内職員研修会を、定期的かつ継続的に実施する。

7. 外部専門家の活用

施設長は、施設外の専門家に依頼し、職員が褥瘡対策・排泄支援についての相談、指導等を積極的に受けることが出来る体制を整備するように努める。

8. その他

(1) 記録の保持

褥瘡排泄委員会の審議内容等、施設内における褥瘡予防・排泄支援に関する諸記録は2年間保管する。

(2) 指針等の見直し

本指針及び褥瘡予防に関するマニュアル・排泄支援に関するマニュアル類等は褥瘡排泄委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。